

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家運営事業者募集事業に係る事前確認事項について

下記の点について、事業者等から事前確認がありましたが、全ての事業者の応募判断等に影響を与える可能性を考慮し、事前に説明させていただきます。

項 目	防火管理者の設置
確認内容	実施要領に係る仕様書 P9 の 6 (2) ア防災計画において「事業者は、指定障害福祉サービス事業所としての規定に基づき、防災計画を作成し、防火管理者を置かなければならない。」とあるが、防火管理者の設置は必要か？
説 明	消防法第 8 条第 1 項及び消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、収容人数（その防火対象物に出入りし、勤務し、又は居住する者の数）によって決まります。 今回の仕様書に記載する最低限の従業員数とした場合、収容人数 30 人以上となりませんので、防火管理者の設置は必要ありませんが、従業員数を含めて 30 人以上になると想定する場合には、防火管理者の設置が必要となりますので、お願いします。

項 目	土地の使用貸借期間
確認内容	実施要領 P3 の 7 行目において「土地の貸付期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日までの 15 年間とする。」とあるが、15 年間以降の貸借の取り扱い規定はどうか？
説 明	建物を不動産贈与契約に規定する目的に使用することを前提に、土地の使用貸借の期間については、以下のただし書きを追記し、土地使用貸借契約書にも明記しますので、お願いします。 「ただし、契約期間満了の 30 日前までに、いずれからも何ら意思表示のないときは、期間満了の翌日から起算して満 1 年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例によるものとする。」